

平成十六年政令第二百七十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令  
内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二号）並びに同法において準用する薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県等の事務の委託の手続）

**第一条** 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十一条の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第十三条の規定による都道府県の事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の委託について準用する。（都道府県知事による市町村長の事務の代行）

**第二条** 災害対策基本法施行令第三十条第二項及び第三項の規定は、法第十四条第一項の規定による都道府県知事による市町村長の事務の代行について準用する。（国民保護等派遣の要請等の手続）

**第三条** 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

一 武力攻撃灾害（法第二条第四項の武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の状況及び派遣を要請する事由

二 派遣を希望する期間

三 その他参考となるべき事項

四 前項の派遣の要請は、文書により行うものと

する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信によることができる。

五 前項ただし書の場合においては、事後におりて速やかに、文書を提出するものとする。

六 前三項の規定は、法第十五条第二項の規定により対策本部長が自衛隊の部隊等の派遣を求める場合について準用する。（市町村等の事務の委託の手続）

**第四条** 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第十九条の規定による市町村の事務又は市町村等の権限に属する事務の委託について準用する。（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）

**第五条** 法第三十二条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書（

及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。）

一 行政区画（郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更）

二 指定行政機関（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第五号の指定行政機関をいう。以下同じ。）指定地方行政機関（同条第六号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）都道府県、市町村、指定公共機関（同条第七号の指定公共機関をいう。以下同じ。）指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

四 航空隊の長（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）

五 教育航空群司令官

六 航空自衛隊補給本部長

七 航空方面隊司令官

八 自衛艦隊司令官

九 護衛艦隊司令官

十 航空群司令官

十一 掃海隊群司令官

十二 護衛隊群司令官

十三 地方総監

十四 基地隊の長

十五 航空隊の長（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）

十六 航空自衛隊補給本部長

十七 航空方面隊司令官

十八 航空支援集団司令官

十九 練習艦隊司令官

二十 海上自衛隊補給本部長

二十一 航空自衛隊司令官

二十二 航空教育集団司令官

二十三 航空教育集団司令官

二十四 航空方面隊司令官

二十五 航空自衛隊補給本部長

二十六 基地司令の職にある部隊等の長（航空総隊司令部、航空教育集団司令部、航空方面隊司令部又は航空自衛隊補給本部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。）

二十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第二十二条第一項又は第二項の規定により編成される特別の部隊の長で防衛大臣が指定するもの

（政令で定める管区海上保安本部の事務所）

二十八 法第六十一条第三項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とする。

（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長）

二十九 法第六十二条第三項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とする。

（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長）

三十 方面総監

三十一 師団長

三十二 旅団長

三十三 团長

連隊長  
群長  
自衛艦隊司令官  
護衛艦隊司令官  
航空群司令官  
地方総監

航空團司令官

掃海隊群司令官

護衛隊群司令官

航空群司令官

地方總監

基地隊の長

航空隊の長（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）

教育航空群司令官

練習艦隊司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空自衛隊補給本部長

航空方面隊司令官

航空支援集団司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空自衛隊補給本部長

航空方面隊司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空自衛隊補給本部長

航空方面隊司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空自衛隊補給本部長

航空方面隊司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空教育集団司令官

航空方面隊司令官

航空教育集団司令官

航空教育集団司令官

航空教育集団司令官

航空教育集団司令官

航空教育集団司令官

航空教育集団司令官

（法第七十五条第一項ただし書の場合にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。  
（市町村長による救援の実施に関する事務の実施）  
**第十一條** 災害救助法施行令第十七条の規定は、都道府県知事が法第七十六条第一項の規定により救援の実施に関するその権限に属する事務の一一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において「同令第十七条第二項中「法第七条から第十条まで」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）第八十条から第八十五条まで」と、同条第三項中「法の規定」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）」の規定」と読み替えるものとする。

（救援の実施に必要な物資）  
**第十二条** 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

一 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品

二 飲料水

三 被服その他生活必需品

四 建設資材（法第八十九条第一項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限り指定するもの）

（救援の実施に必要な物資）  
**第十三条** 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

一 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品

二 飲料水

三 被服その他生活必需品

四 建設資材（法第八十九条第一項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限り指定するもの）

五 前各号に掲げるもののほか、法第七十五条第一項第五号から第八号までに掲げる救援の運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救援の程度、方法及び期間）  
**第十条** 法第七十五条第三項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定め

（救援の程度、方法及び期間）  
一 特定物資（法第八十一条第一項の特定物資を交付すべき相手方）をいう。以下この号及び次号において同じ。）の収用  
二 収用する特定物資の所有者及び占有者

（特定物資の保管命令）  
一 特定物資を保管すべき者

三 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者  
 (公用令書を事後に交付することができる場合)  
**第十四条** 法第八十三条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。  
 一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合  
 イ 土地の使用 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合  
 ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者による場合  
 ロ 物資の占有者が所有者と異なる場合に限る  
 二 において、所有者の所在が不明である場合  
 ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者による場合  
 ロ 物資の占有者が所有者と異なる場合に限る  
 二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行なうことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

(公用令書の事後交付の手続)

**第十五条** 都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当し法第八十三条第一項ただし書の規定により処分を行なったときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当し法第八十三条第一項ただし書の規定により処分を行なったときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

(公用令書等の様式)

**第十六条** 都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第八十三条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付しなければならない。

(公用令書の番号)

二 公用令書の交付の年月日

三 処分を行なう年の長若しくは指定地方行政機関の長

四 処分を行なう理由

五 取り消した処分の内容

六 处分を取り消した都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長

七 取り消した処分の年月日

八 取り消した処分の住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

九 取り消した処分の取扱い

十 取り消した処分の取扱い

十一 取り消した処分の取扱い

十二 取り消した処分の取扱い

十三 取り消した処分の取扱い

十四 取り消した処分の取扱い

十五 取り消した処分の取扱い

十六 取り消した処分の取扱い

十七 取り消した処分の取扱い

十八 取り消した処分の取扱い

十九 取り消した処分の取扱い

二十 取り消した処分の取扱い

二十一 取り消した処分の取扱い

二十二 取り消した処分の取扱い

二十三 取り消した処分の取扱い

二十四 取り消した処分の取扱い

二十五 取り消した処分の取扱い

二十六 取り消した処分の取扱い

二十七 取り消した処分の取扱い

二十八 取り消した処分の取扱い

二十九 取り消した処分の取扱い

三十 取り消した処分の取扱い

三十一 取り消した処分の取扱い

三十二 取り消した処分の取扱い

三十三 取り消した処分の取扱い

三十四 取り消した処分の取扱い

三十五 取り消した処分の取扱い

三十六 取り消した処分の取扱い

三十七 取り消した処分の取扱い

三十八 取り消した処分の取扱い

三十九 取り消した処分の取扱い

四十 取り消した処分の取扱い

四十一 取り消した処分の取扱い

四十二 取り消した処分の取扱い

四十三 取り消した処分の取扱い

四十四 取り消した処分の取扱い

四十五 取り消した処分の取扱い

四十六 取り消した処分の取扱い

四十七 取り消した処分の取扱い

四十八 取り消した処分の取扱い

四十九 取り消した処分の取扱い

五十 取り消した処分の取扱い

五十一 取り消した処分の取扱い

五十二 取り消した処分の取扱い

五十三 取り消した処分の取扱い

五十四 取り消した処分の取扱い

五十五 取り消した処分の取扱い

五十六 取り消した処分の取扱い

五十七 取り消した処分の取扱い

五十八 取り消した処分の取扱い

五十九 取り消した処分の取扱い

六十 取り消した処分の取扱い

六十一 取り消した処分の取扱い

六十二 取り消した処分の取扱い

六十三 取り消した処分の取扱い

六十四 取り消した処分の取扱い

六十五 取り消した処分の取扱い

六十六 取り消した処分の取扱い

六十七 取り消した処分の取扱い

六十八 取り消した処分の取扱い

六十九 取り消した処分の取扱い

七十 取り消した処分の取扱い

七十一 取り消した処分の取扱い

七十二 取り消した処分の取扱い

七十三 取り消した処分の取扱い

七十四 取り消した処分の取扱い

七十五 取り消した処分の取扱い

七十六 取り消した処分の取扱い

七十七 取り消した処分の取扱い

七十八 取り消した処分の取扱い

七十九 取り消した処分の取扱い

八十 取り消した処分の取扱い

八十一 取り消した処分の取扱い

八十二 取り消した処分の取扱い

八十三 取り消した処分の取扱い

八十四 取り消した処分の取扱い

八十五 取り消した処分の取扱い

八十六 取り消した処分の取扱い

八十七 取り消した処分の取扱い

八十八 取り消した処分の取扱い

八十九 取り消した処分の取扱い

九十 取り消した処分の取扱い

九十一 取り消した処分の取扱い

九十二 取り消した処分の取扱い

九十三 取り消した処分の取扱い

九十四 取り消した処分の取扱い

九十五 取り消した処分の取扱い

九十六 取り消した処分の取扱い

九十七 取り消した処分の取扱い

九十八 取り消した処分の取扱い

九十九 取り消した処分の取扱い

一百 取り消した処分の取扱い

一百一 取り消した処分の取扱い

一百二 取り消した処分の取扱い

一百三 取り消した処分の取扱い

一百四 取り消した処分の取扱い

一百五 取り消した処分の取扱い

一百六 取り消した処分の取扱い

一百七 取り消した処分の取扱い

一百八 取り消した処分の取扱い

一百九 取り消した処分の取扱い

一百二十 取り消した処分の取扱い

一百二十一 取り消した処分の取扱い

一百二十二 取り消した処分の取扱い

一百二十三 取り消した処分の取扱い

一百二十四 取り消した処分の取扱い

一百二十五 取り消した処分の取扱い

一百二十六 取り消した処分の取扱い

一百二十七 取り消した処分の取扱い

一百二十八 取り消した処分の取扱い

一百二十九 取り消した処分の取扱い

一百三十 取り消した処分の取扱い

一百三十一 取り消した処分の取扱い

一百三十二 取り消した処分の取扱い

一百三十三 取り消した処分の取扱い

一百三十四 取り消した処分の取扱い

一百三十五 取り消した処分の取扱い

一百三十六 取り消した処分の取扱い

一百三十七 取り消した処分の取扱い

一百三十八 取り消した処分の取扱い

一百三十九 取り消した処分の取扱い

一百四十 取り消した処分の取扱い

一百四十一 取り消した処分の取扱い

一百四十二 取り消した処分の取扱い

一百四十三 取り消した処分の取扱い

一百四十四 取り消した処分の取扱い

一百四十五 取り消した処分の取扱い

一百四十六 取り消した処分の取扱い

一百四十七 取り消した処分の取扱い

一百四十八 取り消した処分の取扱い

一百四十九 取り消した処分の取扱い

一百五十 取り消した処分の取扱い

一百五十一 取り消した処分の取扱い

一百五十二 取り消した処分の取扱い

一百五十三 取り消した処分の取扱い

一百五十四 取り消した処分の取扱い

一百五十五 取り消した処分の取扱い

一百五十六 取り消した処分の取扱い

一百五十七 取り消した処分の取扱い

一百五十八 取り消した処分の取扱い

一百五十九 取り消した処分の取扱い

一百六十 取り消した処分の取扱い

一百六十一 取り消した処分の取扱い

一百六十二 取り消した処分の取扱い

一百六十三 取り消した処分の取扱い

一百六十四 取り消した処分の取扱い

一百六十五 取り消した処分の取扱い

一百六十六 取り消した処分の取扱い

一百六十七 取り消した処分の取扱い

一百六十八 取り消した処分の取扱い

一百六十九 取り消した処分の取扱い

一百七十 取り消した処分の取扱い

一百七十一 取り消した処分の取扱い

一百七十二 取り消した処分の取扱い

一百七十三 取り消した処分の取扱い

一百七十四 取り消した処分の取扱い

一百七十五 取り消した処分の取扱い

一百七十六 取り消した処分の取扱い

一百七十七 取り消した処分の取扱い

一百七十八 取り消した処分の取扱い

一百七十九 取り消した処分の取扱い

一百八十 取り消した処分の取扱い

一百八十一 取り消した処分の取扱い

一百八十二 取り消した処分の取扱い

一百八十三 取り消した処分の取扱い

一百八十四 取り消した処分の取扱い

一百八十五 取り消した処分の取扱い

一百八十六 取り消した処分の取扱い

一百八十七 取り消した処分の取扱い

一百八十八 取り消した処分の取扱い

一百八十九 取り消した処分の取扱い

一百九十一 取り消した処分の取扱い

一百九十二 取り消した処分の取扱い

一百九十三 取り消した処分の取扱い

一百九十四 取り消した処分の取扱い

一百九十五 取り消した処分の取扱い

一百九十六 取り消した処分の取扱い

一百九十七 取り消した処分の取扱い

一百九十八 取り消した処分の取扱い

一百九十九 取り消した処分の取扱い

一百二十 取り消した処分の取扱い

一百二十ー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 取り消した処分の取扱い

八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第二項第七号及び第八号並びに第五十八条の二第一項

九 歯科技工士法（昭和三十年法律第一百六十八号）第二条第一項及び第三項、第十七条第一項並びに第十八条

十 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条及び第二十条の二第一項

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第四十六条第二項並びに第四十九条第一項及び第二項

十二 藥剤師法第十九条、第二十二条から第二十九条まで、第二十八条第二項及び第二十九条

十三 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項及び第三十八条

十四 救急救命士法第二条第二項、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条から第四十七条まで

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十二条）第十二条第一項及び第十項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五

（外国医薬品等の輸入の許可を受けた者に義務として課すことができる措置等）

第二十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十八条第三項の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第十四条の三第三項の政令で定める措置について、同令第三十七条の三十の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第八項の政令で定める措置について、同令第四十三条の三十六の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第八項の政令において、同令第二十八条第三項第三号中「法第十四条の三第一項」とあるのは「武力による医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第八項の政令で定める措置について準用する。この場合において、同令第二十八条第三項第三号

攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第十九条第一項において「読み替えて準用する法第十四条の三第一項」と、「第十四条又は第十九条の二」とあるのは、「第十四条」と、同令第三十七条の三十第三号中「法第二十三条の二の八第一項（法第二十三号の二の二十第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する法第二十三条の二の八第一項」と、「第二十二条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは、「第二十三条の二の五」と、同令第四十三条の三十六第三号中「法第二十三条の二の二十八第一項（法第二十三号の四十第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する法第二十三条の二の二十八第一項」と、「第二十三条の二十五又は第二十三条の二の三十七」とあるのは、「第二十三条の二十五」と読み替えるものとする。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条の規定は、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第四条の三第一項の規定により輸入される医薬品、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の八第一項の規定により輸入される医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十八第一項の規定により輸入される再生医療等製品について準用する。この場合において、同令第七十五条第二項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて」とあるのは、「厚生労働大臣が」と、「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「第十四条の二の二第一項（第十九条の二の第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」の規定による第十四条若しくは第十九条の二の二第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第十四条の三第一項の規定によると第十四条又は第十九条の二」とあるのは、「武

安全性的確保等に関する法律施行令」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)」第二十二条第二項において読み替えて準用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」と、同条第十三項中「第十四条の二の二第一項」(第十九条の二)第五項において準用する場合を含む。若しくは第十四条の三第一項(第二十二条第一項において準用する場合を含む。)とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第十四条の三第一項」と、「第十四条若しくは第十九条の二」とあるのは「第十四条」と、「第二十三条の二の六」の二第一項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の二の八第一項(第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。)とあるのは「同法第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三条の二の八第一項」と、「第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」とあるのは「第二十三条の二の五」と、「第二十三条の二十六の二第一項(第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の二十八第一項(第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。)とあるのは「同法第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三条の二十八第一項」と、「第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七」とあるのは「第二十三条の二十二五」と読み替えるものとする。  
(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)  
**第二十三条** 市町村長は、法第五十四条第二項に規定する避難の指示を伝達したときは、法第六十二条第一項の規定により法第四十八条第二項の避難施設又は法第七十五条第一項第一号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。  
一 氏名  
二 出生の年月日  
三 男女の別  
四 住所  
五 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)  
六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情

2	報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
3	前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第六十九条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
4	一 居所 二 負傷又は疾病の状況 三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 法第五十四条第六項（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第一百四十八条第一項の避難施設及び法第七十五条第一項第一号の収容施設に滞在する避難住民について、第一項の市町村長と協力して、同項各号及び前項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
5	前二項に規定するもののほか、市町村長は、当該事実に係る避難住民（第一項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
6	一 当該市町村の住民が避難住民となつたこと。 二 当該市町村の区域内に避難住民が滞在していること。 （武力攻撃災害による死亡・負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理）
7	第二十四条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものとみなし）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。
8	一 前条第一項各号に掲げる情報 二 死亡の日時、場所及び状況 三 死体の所在

9	前二項に規定するもののほか、安否情報の収集及び報告の方法
10	第二十五条 法第九十四条第一項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第六十二条第一項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。（安否情報の提供）
11	二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものとされるものに限る。）
12	法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。
13	第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

14	三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であつて、これらの事業のため一日につき十万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
15	四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であつて、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの
16	五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第十二条の二第四項第二号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものとする。）
17	六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三条第二項の放送事業者（同法第十二条の二第四項第二号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものとする。）
18	七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

19	八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第四項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）
20	九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第一百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム
21	十 法第三百三条第一項の危険物質等の取扱所（危険物質等）
22	第十七条 第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のもに限る。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。
23	一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のもに限る。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。
24	二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同法第二条第一項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
25	三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類
26	四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高压ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）
27	五 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第一号に規定する核燃料物質及び

これによつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）

六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の七第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）

七 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨物業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）

八 医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）

九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物（発電用のものに限り、同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）

（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）

十 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項の毒性物質（同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで（同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

（危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）

るときは、当該措置の名あて人に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、当該事項を通知しないで当該措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、この限りでない。

一 当該措置を講ずる旨

二 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体

三 当該措置を講ずる時期

四 当該措置を講ずる内容

五 前項ただし書の場合においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事は、法第八百八条第一項第五号又は第六号に掲げる措置を講じた後相当の期間内に、同項各号に掲げる事項を当該措置の名あて人に通知しなければならない。

六 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事は、法第八百八条第一項第五号又は第六号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示しなければならない。ただし、当該事項を掲示しないで当該措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、その職員の現場における指示をもつてこれに代えることができる。

一 当該措置を講ずる旨

二 当該措置を講ずる理由

三 当該措置の対象となる建物又は場所

四 当該措置を講ずる時期

五 当該措置の内容

六 前三项の規定は、法第八百八条第二項において準用する同条第一項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長が同項各号に掲げる措置を講ずる場合について準用する。

(土地等への立入りの手続)

**第三十二条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事は、法第八百九条第一項の規定により、その職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。







**第五十三条** この政令の規定により地方公共団体が処理することとさせてある事務（都道府県警）

察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**附 則** (施行期日)  
(調整規定)

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成十六年九月十七日)から施行する。

**第二条** 消防法及び石油コンビナート等災害防法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第二十八条第一号の規定の適用については、同号中「第九条の四」とあるのは、「第九条の三」とする。

**第三条** 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十九号)の施行の日の前日までの間ににおける第二十八条第七号の規定の適用については、同号中「第三十二条」とあるのは、「第十八条の二第一項」と、「許可届出使用者等」とあるのは、「使用者等」とする。

**附 則** (平成一五年一二月一九日政令第五三五号)抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成一七年一月二六日政令第九号)抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月一日政令第一九五号)

この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

**附 則** (平成一七年一月二日政令第三三三号)抄  
(施行期日)

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。



- |                         |  |                         |   |
|-------------------------|--|-------------------------|---|
| 1                       | この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。 | 附 則（平成二八年二月一七日政令第四号）抄   | （施行期日）  |
| 第一條                     | この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。                    | 附 則（平成二八年三月二十五日政令第八四号）抄 | （施行期日）  |
| 附 則（平成二八年三月二十五日政令第八四号）抄 | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。   |
| 附 則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。   |
| 附 則（平成二九年三月二九日政令第五七号）抄  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。   |
| 附 則（平成二九年六月二三日政令第一六六号）  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中自衛隊法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十九年七月一日）から施行する。   |
| 附 則（平成二九年一二月二〇日政令第三三一号） | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。   |
| 附 則（平成三〇年一月九日政令第三三一号）   | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。  |
| 附 則（平成三〇年二月二一日政令第三三一号）  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、改正法の施行の日から施行する。   |
| 附 則（令和三年三月二十四日政令第六六〇号）抄 | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定（改正法第一条中電気事業法第二章第七節第五款中第三十三条の次に二条を加える改正規定（同法第三十三条の三に係る部分に限る。）及び改正法第三十三条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる規定に限る。）を除く。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。      |
| 附 則（令和三年三月一一日政令第四〇号）抄   | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（貰せいい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。   |
| 附 則（令和三年一月五日政令第一号）抄     | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、令和三年十月一日から施行する。   |
| 附 則（令和四年五月一〇日政令第十九六号）抄  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、公布の日から施行する。   |
| 附 則（令和四年一二月三〇日政令第三六四号）抄 | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。   |
| 附 則（令和四年一二月九日政令第三七七号）抄  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十二条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年八月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。   |
| 附 則（令和五年三月二三日政令第六八五号）抄  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、登録免許税法施行令第十五条第八項第十二条及び第十一号並びに第七項第一号及び第二号の改正規定（同項第三号）を「同項第四号」に改める部分に限る。）並びに第十条中武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第二十二条第一項の改正規定（第四十三条の三十一の「」を「第四十三条の三十六の」に改める部分及び「第四十三条の三十一の三十六号」を「第四十三条の三十六第三号」に改める部分を除く。）公布の日。 |
| 附 則（令和五年四月二六日政令第一七五号）抄  | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、令和五年五月八日から施行する。   |
| 附 則（令和五年五月一七日政令第一八〇号）   | （施行期日）   | 第一條                     | この政令は、令和五年五月一日から施行する。   |